

〔十訓抄十〕或人云、本より其道々の家に生れぬればさる事也、さなき類も、ほごくに付ては、能は必有べき也、中にも、氏をうけたる者、藝をろかにして、氏をつがぬ類、有道にあらざる類、能によりて道にいたる徳もあれば、氏をつがぬがため、道にいたらんがために、彼も是も共にはげむべし。

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

右中將家繼ト云人祖父ノ代マデハ時メキタリケルガ、父ガ時ヨリ氏タエテ、有力無カニテ御坐ケルカド、下薦徳人ノ聳ニ成テ、舅ノ徳ニ、右中將ニ成給タリケリ、

〔十訓抄十〕頼政三位は、多田滿仲が末にて、武藝其氏を繼りといへども、和歌の浦波立をくれざりけり、

〔大友記〕大友由來之事

大友豊前守左近將監能直ト申ハ、右大將頼朝公之御息也。略中大友ハ氏タリトイヘドモ、能直正ク頼朝ノ御子ナルニヨツテ、ミナモトノ氏ヲグダサレ、義直ヨリ源氏ニナリタマヒケリ、

〔陰徳太平記六〕大友先祖事

其比豊後國ニ於テ、大友義鑑權威ヲ振ヒケル間、九州ノ諸士、彼ガ號令ヲ不受ハ無リケリ、其先祖ヲ尋ルニ、左近將監能直ヲ大祖トス、彼能直ハ、右大將頼朝卿ノ御子息ニテゾ有ケル、頼朝卿、刀禰ノ大友四郎大夫經家ガ女ヲ妾トシテ、刀禰ノ局ト稱セラレ、男子一人誕生シケルヲ、一法師ト號シ、齋院次官親能ニ賜ツテ養子トス、是ハ經家ガ室トハ、兄弟ナルニ因テ也、サレバ經家ハ平氏也、親能ハ藤氏也、頼朝卿ノ源氏ニ合セテゾ、世ニハ大友三姓トハ稱シケル、

〔續世繼四〕ふしみの雪のあした、大將殿藤原頼通の子通房のほかのきみたちは大殿頼通の子師實のひとつ御は、におはしましき、ふしみのすりのかみとしつなごきこえし人も、ひとつ御はらにおはしき、